

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会運営要領（案）

（懇談会の招集、出席）

第 1 条 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）

は、座長が招集する。

- 2 座長は、懇談会を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を構成員に通知するものとする。
- 3 懇談会への出席には、懇談会の開催場所への出席のほか、Web 会議システムを利用した出席を含めるものとする。

（議事）

第 2 条 座長は、懇談会の議事を整理する。

- 2 構成員は、懇談会を欠席する場合には、座長を通じて、当該懇談会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べること又は説明を求めることができる。

（公開等）

第 3 条 資料は原則として公開する。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は、懇談会資料の全部又は一部を公開しないことができる。

- 2 懇談会は非公開とし、懇談会終了後、構成員等の確認を経た上で議事録を公開する。

（雑則）

第 4 条 この運営要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。